

**26 春闘を元気にたたかう
金属労働者のつどい**

すべての仲間の賃上げで、物価高騰から
くらしと地域経済をまもろう!

JMITUチャンネル
から当日生配信

**春闘を元気にたたかう、
大幅賃上げを勝ち取ろう!**

東日本集会
2026年2月28日(土)
開場12時30分 開会13時
上野水上音楽堂
JR上野駅(公園口)から
徒歩約5分
湯島駅出口1から
徒歩約2分

西日本集会
2026年3月1日(日)
開場9時30分 開会10時
神戸芸術センター
JR新神戸駅から徒歩4分

26春闘とともにたたかう金属労組懇談会 ☎03-5961-5601(事務局JMITU)

裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

定年後再雇用不当労働行為事件

組合ホームページをご確認下さい。

**真実を伝える
組合機関紙
かいな**

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部
東京都港区赤坂2丁目20の6
5F ☎ 107-0052
TEL : 03-3583-9037
FAX : 03-5562-0853
定価 月 500円

26春闘でも引き続き物価高騰から くらしをまもる大幅賃上げをめざします

従業員の皆様、新年あけましておめでとうございます。年頭にあたり本年が幸福で素晴らしい一年になりますようお祈り申し上げます。



昨年の世界と日本

昨年の世界と日本を振り返ると、世界ではウクライナとガザでの戦争は依然続く中、米国では1月に2期目のトランプ政権が発足しました。日本では7月に自公与党が参院選に大敗し衆参両院で少数与党に転落、10月に自公連立の石破内閣は総辞職し、自民・維新連立の高市内閣が発足しました。この間、参院選後の7月にはトランプ関税をめぐる日米両政府の関税交渉が、米国は日本からの輸入品に課す相互関税を15%とすること、引き換えに日本は米国産のコメなどの輸入を拡大し、日本企業が関わる対米投資の促進に向けて最大5500億ドル(約80兆円)規模の支援を行うことで合意に達しました。10月からの臨時国会では、11月にガソリン税と軽油引取税の暫定税率を廃止する法律が成立、ガソリン税の暫定税率は12月31日で廃止、軽油引取税の暫定税率も2026年4月1日に廃止されることになりました。12月には自民党・国民民主党が年収665万円以下(納税者の8割ほど)を対象として「年収の壁」を現行の160万円から178万円に引き上げることに合意、政府の2026年度税制改正大綱に明記することが決まりました。しかし、これらの物価高対策は、参院選後、自民党総裁選を経て首班指

名まで約3ヶ月の政治空白が生じたため、大幅に遅れました。

このように昨年は、世界にとって、戦禍に苦しむ人々にいまだに平和が訪れないなか、トランプ関税という世界規模の大混乱に陥った一年でした。日本にとっては、トランプ関税の輸出産業への悪影響(賃金抑制、人員削減など)が懸念された一方で、少数与党化で野党が求める物価高対策が実現したものの、政治空白によって労働者のくらしは置き去りにされ、労働者は依然として実質賃金の低下に苦しみ続けた一年でした。

賃金を取り巻く情勢と26春闘

厚生労働省の毎月勤労統計調査によると、2025年11月の実質賃金は前年同月比で2.8%マイナスとなり、2025年1月以来11カ月連続のマイナスとなりました。実質賃金指数は2024年が99.3(2020年=100)で、ピークだった1996年の116.5から15%も下落、OECD38カ国では25位で、世界と比較しても実質賃金が上がらない日本の異常さはますます際立つようになっています。

一方、財務省が発表した2024年度末時点の企業の内部留保の総額は前年度比6.1%増の637兆5316億円となり、2012年度以来13年連続で過去最高を更新しています。財務省の法人企業統計調査によると10年間で経常利益は1.8倍になっている一方で人件費は1.2倍にとどまり、労働分配率は6.4%で2000年度以降とりわけ大企業での低下が目立ち、全体として低下傾向です。

こうした情勢の中、組合は26春闘でも引き続き物価高騰からくらしをまもる大幅賃上げをめざします。企業にも政府・財界にも忖度なくはつきりと物を言えるのは労働組合だけです。

日本IBMグループ、キンドリルジャパン・グループの従業員の皆さん、ぜひ組合に加入し26春闘でいっしょに大幅賃上げを勝ち取りましょう。

「日本IBMの報酬制度改定に関するアンケート」にご協力ください

かいな2473号でお伝えしましたように、2025年9月3日の団交で、日本IBMは同年7月1日付の報酬制度改定での専門職手当、副主任手当の廃止によって残業ゼロの人は年収減になることを認めました。これに対して組合は、個々人の残業時間に差異があるからこそ全従業員に不利益が生じないよう専門職手当、副主任手当の廃止という不利益変更を撤回するよう要求しましたが、会社は撤回する考えは無いと回答しました。

そこで組合からのお願いです。
日本IBMの2025年7月1日付の報酬制度改定で従業員の皆さんに実際にどのような不利益が生じているかを把握するため、組合HP(<https://www.jmitu-ibm.org/>)の「各種アンケート」で「日本IBMの報酬制度改定に関するアンケート」をクリック、ご回答ください。「2026年春闘アンケート」と併せてご協力ください。よろしくお願い致します。

日本IBMの報酬制度改定に関するアンケート

あなたのプロフィール

性別、年令、雇用、バンド、職種、組合（加入/未加入）を選択して下さい。

設問【1】2025年7月1日付の報酬制度改定で、改定前と同じ残業時間でも改定後の残業代は上がりました（残業代の時間単価が上がりました）が、改定後、あなたの上司から残業削減の指示やお願ひはありましたか。また指示やお願ひの圧力は改定前より強まりましたか。

- (1) 指示やお願ひはあった。圧力はかなり強まった。
- (2) 指示やお願ひはあった。圧力はやや強まった。
- (3) 指示やお願ひはあった。圧力の強さは変わらない。
- (4) 指示やお願ひはない

設問【2】2025年7月1日付の報酬制度改定の前（2025年6月まで）は、あなたは以下のいずれの固定手当を支給されていましたか。

- (1) 専門職手当（月額59,000円）
- (2) 副主任手当（月額41,000円）
- (3) セールス・リプレゼンタティブ手当（月額50,000円）
- (4) バンド6裁量勤務手当（月額50,000円）
- (5) バンド7裁量勤務手当（月額70,000円）

(1), (2)と回答された方は、設問【3】、【4】にもご回答ください。
(3), (4), (5)と回答された方は、設問【3】は「(4)該当なし」を選択していただき、回答は終了です。ご協力ありがとうございました。

設問【3】2025年7月1日付の報酬制度改定で、専門職手当、副主任手当が廃止され、残業代は専門職手当・副主任手当を差し引いた金額の支給から全額支給に変わりました。これに伴い、専門職手当・副主任手当廃止の前後（6月までと7月以降）で、あなたの残業代・月収の変化は、以下のいずれに該当しますか。

- (1) 6月までも7月以降も、定時で仕事が終わっているので、残業が無い。そのため、7月以降は、廃止された専門職手当、副主任手当の金額が、まるまる月収の減少となっている。
- (2) 7月以降の残業代は、6月までの専門職手当、副主任手当込みの残業代（残業代が手当額以内の場合を含む）より減った。※残業代の月平均の水準で判断してください。
- (3) 7月以降の残業代は、6月までの専門職手当、副主任手当込みの残業代（残業代が手当額以内の場合を含む）より増えた。※残業代の月平均の水準で判断してください。
- (4) 該当なし

※(1)を選んだ方は、定時で仕事が終わっている理由を、以下の例から選んで記入するか、あるいはその他の理由を記入してください。（＊半角250字まで）例）効率的に仕事をしているから、残業するほど仕事量は多くないから、仕事外しというパワハラにあっているから

※(2)を選んだ方は、月の残業代の減少額（半角数字）を記入してください。（月平均の水準で記入してください。）

設問【4】2025年7月1日付の報酬制度改定による専門職手当、副主任手当の廃止について、ご意見をお聞かせください。（＊半角250字まで）

ご協力ありがとうございました。

ノバ・バイオメディカル支部 争議解決報告集会

JMITUノバ・バイオメディカル対策会議の主催で、2025年12月20日、JMITUノバ・バイオメディカル支部争議解決報告集会がラパスホール（東京都豊島区）で開催されました。本集会は、同年10月29日に東京高等裁判所で和解が成立したことを受け、3年を超えるたたかいの経過と成果を共有するために開催されました。



主催者挨拶（JMITU東京地本・南部地協の小泉議長）

集会では、主催者挨拶で争議の経過報告が行われ、長時間労働問題、執拗なパワーハラスメント、嫌がらせ配転、賃金の一方的減額などの会社による一連の行為とのたたかいが報告されました。弁護団の挨拶では、組合の团结と粘り強い取り組みが解決につながったことが強調されました。

ノバ支部の射場委員長は、「『組合員をなんとしても守りたい』という皆さんの思いに何度も救われました。この勝利は私一人のものではなく、支えてくださったすべての仲間の力です。今後は支援される側から支援する側へと役割を変え、恩返しをしていきたい」と挨拶しました。



CSPユニオンはこれまで、賃金・一時金の改善、労働法違反にあたる行為のは正、プライバシー侵害の防止、長時間労働による健康被害の解消、混亂を招く職場運営の改善、正常な労使関係の確立を求め、交渉を重ねてきました。しかし会社は従業員の切実な実態に向き合おうとせず、組合要求にも誠実な回答を示していません。

こうした状況を開拓するため、CSPユニオンは憲法で保障されたストライキ権行使しました。行動には年末の慌ただしい時期にもかかわらず、CSPユニオンの多くの組合員と、日本IBM支部をはじめJMITUの他支部などの支援者が集結。連帯の声が大きく広がり、通行する人々や社会に對して警備労働の実態と問題点を訴えました。

CSPユニオンは、声を上げなければ何も変わらないという現実を直視し、支援する支部、組合と力を合わせながら、今後も團結を力に、働く者の尊厳と安全を守るために行動を継続していきます。

組合なんでも相談窓口

会社名	事業所名	職場名	氏名	電話番号
Kyndryl	六本木	サービスエクセレンス	笹目 芳太郎	080-5915-6329
IBM	箱崎	コンサルティング	カンミニ	070-8786-0357
IBM	箱崎	I J D S. 産業事業部	猿渡 隆史	080-9099-6263
事務所連絡先	TEL 03-3583-9037 (月水金 13-16 時・休日) FAX 03-5562-0853 メール: kumiai@jmitu-ibm.org WEB: http://www.jmitu-ibm.org/			
法律相談	注) 上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ 労働問題・民事一般相談受付（要予約）			
東京法律事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)			
旬報法律事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8 松井ビル 受付 7F TEL 03-3380-5311(代)			
桜木町法律事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中区山下町 207-2 閑内 JSビル 6階 TEL 045-212-1503			
ほづみ法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生 1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル 305号			